

派遣申請案等を審査し、アドバイザー派遣を決定する。

派遣申請者	御堂筋本町北地区景観づくり推進委員会	
派遣を申請する日	地域景観づくり推進団体の認定決定後、速やかに申請予定	
派遣を希望する期間	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで	
指導又は助言を受ける事項	地域景観づくり協定の素案の作成に関すること	
	(平成30年度の事業計画(予定))	
	・4～6月 現状の規制内容の整理	
	・7～9月 自主ルール案の作成	
	・10～12月 自主ルール素案の策定	
派遣を希望する 地域景観づくりアドバイザー	・1～3月 合意形成に向けた取り組み	
	(登録番号)	29-9
	(アドバイザー名)	廣瀬 元彦
	(法人の名称)	株式会社日建設計
	(アドバイザーが有する資格)	一級建築士、技術士
	(まちづくりに関する主な業績)	御堂筋沿道建築物の街並み誘導検討調査 ほか
	(希望理由)	職歴を拝見したところ、地域の合意形成に向けた活動に関するノウハウが豊富であり、また、過去に御堂筋沿道の再開発事業に係る事業計画等作成支援に係る業務や、御堂筋沿道の建築物の形態規制等を踏まえた街並み誘導の在り方に関する検討業務などに従事させており、御堂筋に関する知見も豊富であるため。



派遣の決定(案)	当該派遣申請者における自主ルール案の検討にあたっては、街路沿道におけるまちなみ誘導や、法に基づかないルールづくりのノウハウが必要となる。また、派遣を希望する地域景観づくりアドバイザーについては、これらの業績等を有していることから、当該派遣申請者への適切なアドバイスを行う事ができる。 以上のことから、大阪市地域景観づくりアドバイザー派遣要綱第6条第1項の規定により地域景観づくりアドバイザーを派遣することとし、同要綱第8条第2項の規定により希望する地域景観づくりアドバイザーを派遣することとする。 (1)派遣する地域景観づくりアドバイザー 登録番号：29-9 名 称：廣瀬 元彦(株式会社日建設計) (2)派遣の期間 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
----------	--